

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 9 月 30 日

水 曜 日

号 外(4)

目 次

人事委員会規則

- 給料に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正 4

~~~~~

## 規 則

~~~~~

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 9 月 30 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第518号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

- 別表第 1 医療職給料表(2)の項及び医療職給料表(3)の項中「高志学園」を削る。
- 別表第 2 医療職給料表(3)の項中「副総看護師長」を「上席看護師長」に改め、「総看護師長又は」を削る。

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 9 月30日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第519号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別紙第 1 知事部局の項中

「	高志の国文学館の副館長及び事務局長 高志学園の園長、副園長及び療育局長	」
---	--	---

を

「	高志の国文学館の副館長及び事務局長	」
---	-------------------	---

に、

「	砺波学園の園長及び次長 高志学園の事務部長、診療科長、医長及び総 看護師長	」
---	---	---

を

「	砺波学園の園長及び次長	」
---	-------------	---

に改め、同表備考第 4 項中「、高志学園副園長」を削る。

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 9 月30日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第520号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表高志学園の項を削り、同条第2項を削る。

第6条第1項の表高志学園の項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表中「35,000円」とあるのは「35,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「30,000円」とあるのは「30,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「60,000円」とあるのは「60,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「50,000円」とあるのは「50,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「80,000円」とあるのは「80,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「70,000円」とあるのは「70,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「65,000円」とあるのは「65,000円に勤務割合を乗じて得た額」と、「45,000円」とあるのは「45,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

第9条の2第3項を削る。

第38条の2中「、第4条第2項」を削る。

附則第3項中「、第9条の2第3項」を削る。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年9月30日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第521号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	砺波学園	園長、次長、主幹	」
	高志学園	園長、副園長、療育局長、事務部長、診療科長、 医長、総看護師長、主幹	

を

「	砺波学園	園長、次長、主幹	」
---	------	----------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県人事委員会告示第58号

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年9月30日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

1の表法別表第1第13号に掲げる事業の項中「砺波学園 高志学園」を「砺波学園」に改める。

(人委・職員課)